

平成 2 5 年 度 答 申 第 1 号

( 平成 2 5 年 6 月 1 8 日 )

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会



答 申 第 1 号  
平成 25 年 6 月 18 日  
(2013 年)

宝塚市長 中 川 智 子 様

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会  
会長 山 下 淳

情報部分公開決定に係る異議申立ての諮問について（答申）

平成 24 年（2012 年）10 月 31 日付け諮問第 35 号で諮問のあった情報部分  
公開決定に係る異議申立てについて、当審査会は、慎重に審査した結果、下  
記のとおり答申する。

記

別紙のとおり

以上

(別紙)

## 第1 審査会の結論

宝塚市長が行った情報部分公開決定において非公開とした部分のうち、別表に記載した公文書を公開するべきである。

## 第2 諮問までの経過

### 1 情報公開請求

平成24年5月28日、異議申立人は、宝塚市情報公開条例（平成12年条例第50号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき、宝塚市長（以下「実施機関」という。）に対して、公文書の公開を請求した。

異議申立人が公開を請求する公文書の件名及び内容は、「(株)エスターの野上1丁目地内の開発について①平成24年5月1日から5月7日までの間の協議についての情報、②平成24年5月7日に宝塚市に提出された開発許可に関する申請・付属資料の一式、③開発許可申請に対する宝塚市の庁内協議の情報及び(株)エスターへ通知した情報」（以下「本件請求文書」という。）であった。

### 2 実施機関の決定

平成24年6月11日、実施機関は、条例第10条第4項に基づき情報公開決定の期限を平成24年7月10日までに延長することを決定し、異議申立人に対して通知した。

平成24年7月10日、実施機関は、本件請求文書の一部を公開する決定（以下「本件決定」という。）を行い、条例第10条第2項に基づき異議申立人に対して通知した。

実施機関が本件決定において記載した公開しないことと決定した部分及び公開しない理由は、次の3点である。

- (1) 平成24年5月1日から5月7日までの間の協議についての情報については、当該期間において協議は行っておらず協議記録の関係文書は存在しない。
- (2) 平成24年5月7日に宝塚市に提出された開発許可に関する申請・付属資料の一式については、特定した公文書の開発許可申請書及び宅地造成に関する工事の報告書のうち公開しない理由は別紙のとおりと付記し、別紙において特定した公文書の名称、特定した公

文書ごとの公開非公開理由の判断、及び非公開部分があるときはその非公開の理由を記載した一覧表を添付した。

- (3) 開発許可申請に対する宝塚市の庁内協議の情報及び㈱エステー(以下「本件法人」という。)へ通知した情報については、庁内協議及び本件法人へ通知した関係文書は存在しない。

### 3 異議申立て

平成 24 年 8 月 10 日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

### 4 諮問

平成 24 年 10 月 31 日、実施機関は、条例第 15 条の規定に基づき、宝塚市個人情報保護・情報公開審査会(以下「審査会」という。)に対して、本件異議申立てについて諮問した。

## 第 3 異議申立人の主張

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、本件決定のうち、本答申の 9 頁及び 10 頁に記載する別表(以下「別表」という。)に掲げる公文書について、非公開決定を取り消して公開することを求めている。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての主な理由は、次のとおり要約される。

- (1) 別表に記載した公文書は、開発許可処分という行政処分に係る重要な情報であり、かつ法令等に基づいて提出が義務付けられたものであって、条例第 7 条第 1 項第 2 号の非公開事由(以下「法人情報」という。)には当たらない。そして、これらの情報は高さ 10 メートルに及ぶ法面、擁壁に関する安全上の情報であって、生命に関わる重要な情報は、たとえ法人情報であっても条例第 7 条第 1 項第 2 号ただし書に該当し、非公開の例外とされるため、公開を決定すべきである。
- (2) 本件法人が開発する野上 1 丁目地内の当該地(以下「本件開発地」という。)は、東南側に 10 メートルにも及ぶ崖があり、その下段はブロック積み擁壁となっているが、その上段の玉石積みは無申請・無許

可の違法な擁壁となっている。当該開発地の大きな焦点が、当該擁壁の安全性であるにも関わらず、本件法人及び開発許可の処分庁である宝塚市は、近隣住民に対して極めて不誠実な対応で、基本的な情報を非公開とし、情報を操作することまで行っている。情報操作の実例としては、住民に対する説明会でボーリング調査に基づいて説明した地盤構造と、宝塚市に提出された図面に記載された地盤構造、そして最終的に開発許可に用いられた図面に記載された地盤構造が異なるものであった。

- (3) 平成 24 年 5 月 1 日に異議申立人が行った「野上 1 丁目地内の(株)エスターの開発」に係る情報公開請求に対して、特定した公文書のうち地質調査報告書を、実施機関は平成 24 年 5 月 10 日に公開と決定している。ところが、平成 24 年 5 月 28 日の情報公開請求では、実施機関は同じ地質調査報告書を特定しているにもかかわらず、同年 7 月 10 日に非公開と決定するという矛盾した態度をとっている。
- (4) 本件法人の野上 1 丁目地内の開発事業は、近隣住民はもとより、当該開発によって住宅を買う新しい住民にとっても、本件の情報は極めて公益的なものである。
- (5) 日本建築学会が発行する「小規模建築基礎設計指針」においても、第 1 2 章 6 節「地盤状況の提供」において、「1. 宅地造成の地盤情報は、適切に保存し公開する。」こととされている。

#### 第 4 実施機関の説明

実施機関が本件決定を行った理由及び補足した説明等については、主に次のとおりである。

##### 1 公開を求める公文書等

別表の 1 に記載した公文書のうち、番号 66、69、70、71、78、79、80 及び 81 の文書は、別表の 2 に記載した公文書のそれぞれ番号 22、23、24、25、18、19、26 及び 27 の文書と同じ文書である。

##### 2 非公開理由

異議申立人が公開を求める別表に記載した公文書は、当該開発許可を申請した法人が開発計画のより安全を図るために自主的に実施した開発地や隣接地ののりかきや法面の土質調査(地質調査)報告とこれに基づいて計

画した設計図書であり、計画した設計図書についての学識経験者の評価である。

- (1) 別表の1に記載した公文書のうち番号72、80及び81の文書並びに別表の2に記載した公文書のうち番号26及び27の文書（以下「地質調査報告書」という。）は、本件法人が開発許可申請の設計図書を作成するにあたり、自らの費用を負担して行った調査であり、その結果を記載した文書を条例により第三者が取得できるとすると、当該第三者は費用を負担することなく地質調査の情報、所見を得ることができることになる。

調査費用を負担した本件法人が開発行為を一時中断した場合に他の事業者が情報公開制度を通じて調査結果を入手できることは、他の事業者はその分事業経費をかけることなく事業計画が可能となる。このことは、本件法人が事業活動上の損害を被る可能性がある。

地質調査報告は、開発行為許可申請の手続きにおいて提出を義務付けられているものではなく、行政指導に基づき本件法人が任意に提出したものであり、実施機関の審査のみに使用されるとの本件法人の信頼が前提となっている。提出された地質調査報告が公開されることになると今後事業者から地質調査報告を受けることが困難となり、事務の執行に支障を及ぼすおそれがある。

また、申立人は、地質調査報告の内容が人の生命にかかわる重要な情報であるため、法人情報であっても公開の対象となり、公開を決定すべきであると主張するが、条例第7条第1項第2号のただし書において、法人情報のうち非公開の適用を除外される情報には当たらない。

よって、地質調査報告書は、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断できるため、法人情報に該当する。

- (2) 別表の1に記載した公文書のうち番号66、67、68、69、70、71、78及び79の文書、並びに別表の2に記載した公文書のうち番号18、19、20、22、23、24及び25の文書（以下「既存擁壁背面等の安全性に係る文書」という。）は、本件法人が設計会社に相当の報酬を支払って依頼し、当該設計会社はその知識と技能を駆使して創作した設計図書で知的な著作物である。また、これらの公文書のうち、番号66、78、79、18、19、20及び22の文書は、行政指導に基づき提出された

文書である。

本件法人は、開発許可申請及び宅地造成に関する工事の報告書の提出に当り、既存擁壁背面等の安全性に係る文書など著作物に関するものを公開しないように意思表示していたことから、実施機関は、条例の解釈及び運用に基づき、本件法人に公開について同意を求めたが、本件法人からは公開の同意が得られなかった。

よって、既存擁壁背面等の安全性に係る文書は、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断できるため、法人情報に該当する。

- (3) 別表の1に記載した公文書のうち番号65の文書及び別表の2に記載した公文書のうち番号21の文書（以下「学識経験者の評価」という。）は、地質調査報告と同様に本件法人が自らの費用を負担して行ったもので本件法人が依頼した設計者がその知識と技能を駆使して創作した既存擁壁背面等の安全性に係る文書について第三者である学識経験者にその評価を求めたものであり、開発許可申請及び宅地造成に関する工事の報告書の提出に義務付けられているものではなく、実施機関の行政指導に基づき本件法人が任意に提出したものである。

本件法人は、開発許可申請及び宅地造成に関する工事の報告書の提出に当り、これらの著作物に関しても公開をしない様に意思表示していたことから、実施機関は、条例の解釈及び運用に基づき、本件法人に公開について同意を求めたが、前記と同様に、本件法人からは公開の同意が得られなかった。

よって、これらの文書は、公にすることにより法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断できるため、法人情報に該当する。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求文書について

別表に記載した公文書には、都市計画法により提出を義務付けられた文書と宝塚市が行政指導により本件法人に提出を求めた文書がある。行政指導により提出された文書は、都市計画法で提出を義務付けられた文書の補助的、補足的な資料であるが、市が本件開発許可の行政処分を適

正に行うために、既存擁壁の倒壊、崩落を防止するための対策も含め、造成地全体の安全性を確認する上で重要な資料である。

したがって、本件決定の妥当性を検討するに当たっては、行政指導により提出された文書と都市計画法で提出を義務付けられた文書を一体的に考えて、公開非公開を判断する。

## 2 法人情報について

### (1) 地質調査報告書について

ア 実施機関は、情報公開制度を通じて何人も地質調査報告書入手することができることになると、本件法人が本件開発を中断したときに、他の事業者は地質調査に係る費用を負担せずに、開発事業を計画することができることになり、本件法人は、その事業活動において損害を被ることになると説明している。

しかし、本件開発地の開発はすでに終了していることから、実施機関が説明するような本件開発地において、他の開発事業者が地質調査報告書を流用することは考えられない。また、本件開発地の近隣が開発されることに伴って他の開発事業者が地質調査報告書が流用されるおそれについても、地質調査報告書が流用される可能性が全く無いとは言えないが、現実的に他の開発事業者が本件開発地の近隣を開発することを予定しているわけではなく、直ちにそのおそれがあるとは認められない。

イ また、実施機関は、地質調査報告書は、行政指導に基づき提出された文書であるため、情報公開制度を通じて何人も取得できることになると、今後、開発許可申請の手続きのときに、開発事業者からは当該文書が提出されなくなり、実施機関の事務執行上支障を及ぼすおそれがあると説明している。

しかし、地質調査報告書を公開したとしても、実施機関の主張するような事務執行上の具体的なおそれは認められない。現に実施機関は、平成 24 年 5 月 10 日に、上記の「第 3 異議申立人の主張」の「2 異議申立ての理由」の(3)で異議申立人が主張するように、別表の 1 に記載する番号 80 の公文書及び別表の 2 に記載する番号 26 の公文書である地質調査報告書（平成 22 年 11 月）を、公開と決定しているが、

当該公開決定が影響して、他の開発許可申請の手続きにおいて、市の行政指導に協力せず、他の開発事業者が地質調査に関する報告書を提出しなくなるなどの事務執行上の支障は生じていない。

(2) 既存擁壁背面等の安全性に係る文書について

既存擁壁背面等の安全性に係る文書は、開発地内の既存擁壁背面等の安全上の設計根拠や安定計算データ、安定計算に使用するデータ、既存擁壁の安定の計算書、既存擁壁背面の法面保護のプレスネット工法の処理手順書など、専門家が、一定の専門的かつ技術的な能力に基づいて作成していることが認められる。

実施機関は、本件法人が、開発許可申請及び宅地造成に関する工事の報告書の提出に当たり、既存擁壁背面等の安全性に係る文書など著作物に関するものを公開しないように意思表示しており、本件法人から公開の同意が得られなかったため、法人情報に該当すると判断している。

しかし、既存擁壁背面等の安全性に係る文書は、専門家が、一定の専門的かつ技術的な能力に基づいて作成していることは認められるものの、開発地内の土地や既存擁壁背面等の安全性を確認したものであり、建築物の設計のように、設計者が創意工夫し、独自のアイデア、デザイン等の思想を反映させて作成しているものとは言い難い。したがって、公開することにより、本件法人の正当な利益を害することは認められない。

(3) 学識経験者の評価について

学識経験者の評価は、地質調査報告と同様に本件法人が自らの費用を負担して、既存擁壁背面等の安全性に係る文書について第三者である学識経験者にその評価を求めたものであるが、実施機関は、開発許可申請及び宅地造成に関する工事の報告書の提出に当たり、本件法人が公開をしないように意思表示をしており、また、本件法人に公開について同意を求めたが、その同意が得られなかったことから、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断できるため、法人情報に該当すると説明している。

しかし、実施機関は、学識経験者の評価を公にすることで、本件法人のどのような正当な利益を害することになるのか説明していない。

本件開発地の開発は既に終了していることから、学識経験者の評価を公表しても、他の開発事業者が学識経験者の評価を流用するおそれはなく、本件法人が事業活動において損害を被るおそれが具体的にありとは考えられない。また、学識経験者の評価を公表しても、今後、開発事業者から当該文書が提出されなくなるなど、実施機関の事務執行上具体的に支障を及ぼすおそれがあるとは考えにくく、条例第7条第1項第2号に該当しないと考える。また、単に、本件法人が公開に同意していないことを理由に、条例第7条第1項第2号を適用したのであれば、実施機関の判断は妥当とは言えない。

よって、学識経験者の評価は、条例第7条第1項第2号を適用して非公開とすることはできないと考える。

### 3 結論

以上の理由から、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(別表) 公開すべき文書

1 開発許可申請に係る文書

番号	文書の名称	提出した根拠等
65	「アベニュー逆瀬川・花水木の街」 既存擁壁背面地盤に関する評価	行政指導により提出されたもの
66	アベニュー逆瀬川既存擁壁背面地盤 調査結果及び地盤構造推定	行政指導により提出されたもの
67	(仮称) アベニュー逆瀬川 花水木 の街 斜面安定解析報告書	都市計画法第 33 条第 1 項第 7 号
68	【添付資料】《安定解析 O U T P U T データ》	都市計画法第 33 条第 1 項第 7 号
69	既存擁壁背面土内部摩擦角算定	都市計画法第 33 条第 1 項第 7 号
70	擁壁安定確認計算書 H - 4.8m (有 効)	都市計画法第 33 条第 1 項第 7 号
71	擁壁安定確認計算書 H - 3.8m (有 効)	都市計画法第 33 条第 1 項第 7 号
72	土質調査報告書	行政指導により提出されたもの
78	プレストネット工法設計フロー	行政指導により提出されたもの
79	プレストネット工法 報告書	行政指導により提出されたもの
80	地質調査報告書(22年11月)	行政指導により提出されたもの
81	地質調査報告書(23年6月)	行政指導により提出されたもの

2 宅地造成に関する工事の報告書に係る文書

番号	文書の名称	提出した根拠等
18	プレストネット工法設計フロー	上記 1 の 78 と同じ文書
19	プレストネット工法 報告書	上記 1 の 79 と同じ文書
20	部擁壁背面補強の構造検討書	行政指導により提出されたもの
21	見解書 アベニュー逆瀬川・花水木の街上部 既存擁壁の安定性について	行政指導により提出されたもの

22	アベニュー逆瀬川既存擁壁背面地盤調査結果及び地盤構造推定	上記 1 の 66 と同じ文書
23	既存擁壁背面土内部摩擦角算定	上記 1 の 69 と同じ文書
24	擁壁安定確認計算書 H - 4.8m (有効)	上記 1 の 70 と同じ文書
25	擁壁安定確認計算書 H - 3.8m (有効)	上記 1 の 71 と同じ文書
26	土質調査報告書 (平成 22 年 11 月)	上記 1 の 80 と同じ文書
27	土質調査報告書 (平成 23 年 6 月)	上記 1 の 81 と同じ文書

(別紙)

1 宝塚市個人情報保護・情報公開審査会委員名簿

氏名	役職等
山下 淳 (会長)	関西学院大学法学部教授 (行政法)
柳井 健一 (会長代理)	関西学院大学法学部教授 (憲法)
荒川 雅行	関西学院大学法科大学院教授 (刑法)
水谷 恭子	弁護士 (兵庫県弁護士会)
岡本 英子	弁護士 (大阪弁護士会)

2 審査過程

	日 程	内 容
1	平成24年(2012年)10月31日	諮問
2	平成25年(2013年)1月8日	実施機関による非公開理由説明
3	平成25年(2013年)3月5日	異議申立人による意見陳述
4	平成25年(2013年)4月25日	審査
5	平成25年(2013年)5月30日	審査
6	平成25年(2013年)6月18日	答申